

令和7年度 沼津市立病院LED照明器具賃貸借 公募仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が実施する「令和7年度 沼津市立病院LED照明器具賃貸借」において、使用する灯具及び工事仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1 事業名称

令和7年度 沼津市立病院LED照明器具賃貸借

2 工事場所

〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木550

3 入札方式

企画提案方式（提案書及びプレゼンテーションを点数化するもの）とする。

4 灯具仕様

(1) 構造

- ① 直管蛍光灯型LED照明は口金がG13とし、バイパス工事を行い管球のみの交換方式とすること。また、給電方式は片側給電とすること。
- ② 既設の蛍光灯用照明器具に取付けが可能であること。
- ③ 各検査室等で使用する40W型直管LEDランプ、ダウンライトは、EMC国際規格CISPR15適合品であること。
- ④ 直管蛍光灯型LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとし、フリッカー率を記載すること。なお、直管蛍光灯型LEDの光源のフリッカー率は3.33%以下のものとする。
- ⑤ 電源内蔵型であること。

(2) 性能

- ① 直管40W型LEDランプは15W以下とする。
- ② 直管40W型LEDランプの全光束は、2,500lm以上とする。
- ③ 光源の定格寿命は40,000時間以上の製品とする。
- ④ LEDランプの作動保証温度範囲は-20℃～+40℃を満たすこと。
- ⑤ 演色性はRa80以上とする。

(3) 設置本数

別紙「LED交換対象管球数」による。ただし数量等変更がある場合は事務局と協議すること。

(4) その他

- ① LED製品の色温度は、現状の照明機器と同等とすること。
- ② LED製品は、メーカー保証期間が5年間以上の採用を基本とすること。
- ③ 設置する製品は全て新品であること。
- ④ 一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。

- ⑤ 受注者は、取り外した電球や蛍光灯、器具等の廃材はすべて引き取るものとする。また、その際に発生する撤去費・撤去品運搬費は契約金額に含むものとする。

5 工事仕様

- (1) 契約後速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、当院と協議すること。
- (2) 設置前には、現地調査及び回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 蛍光灯器具内の安定器は、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、LED化工事を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ア 適合するLED光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨
 - イ LED光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等
 - ウ 蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
- (8) 停電時、運用上必要な機能を停止する場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。
- (9) 搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- (10) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
- (11) 作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既存照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (17) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- (18) 施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。

- (19) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠する。
- (20) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議の上決定する。

6 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に当院と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ① 既設照明器具で故障が発生した（している）箇所
- ② その他当院が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

7 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間終了時まで物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当院と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

8 物品の移動等

- (1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当院負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前号(1)項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院に提供するものとする。

9 評価項目・基準

評価項目・基準は次のとおりとする。

No	評価項目	評価基準	配点
1	病院施設に関する実績	十分な実績(当院と同規模以上の病院での施工実績及び施工件数等)があるか。	80
2	運用・移行時のサポート	管理者の配置、体制、施工スケジュールについて。	50
3	病院施設の施工に関する配慮	事業を円滑に遂行できる施工配慮や、入院患者や緊急患者に対する施工配慮はあるか。	110
4	施工後の管理、保証、保守	期間中の保守、期間後の体制などについて。	80
5	業務・機能要件※特に重視すべき LED 照明の仕様	医療機関で使用を前提とした製品仕様か。	140
6	費用対効果	10 年間の費用削減効果はあるか。	100
7	環境に与える影響	CO2 の排出量の削減などについて。	20
8	独自提案	メーカー独自の提案があるか。	20
合計			600